

掛川市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により次のように農地利用計画を定めたので同法第19条の規定により公告する。

令和6年6月14日

掛川市長 久保田



関係書類を掛川市農業委員会に備え置いて縦覧する。